

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正案について

1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。
- (2) また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となつて有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、
- ① 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準（省令別表第1の1）
 - ② 飼料添加物一般の試験法（省令別表第2の6）
 - ③ 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定（省令別表第2の7）
 - ④ 各飼料添加物ごとに個別の成分規格及び製造の方法等の基準（省令別表第2の8）が定められている。

2 改正の趣旨

今般、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として飼料に添加するフィターゼについて、遺伝子組換えにより耐熱性を改善したフィターゼの規格の設定について、飼料メーカーから要望があった。

フィターゼとしては、飼料添加物として既に告示により定められていることから今回の改正に伴う告示の改正は不要であるが、省令により定められている成分規格等について、今回指定の要望があったフィターゼは、既存のフィターゼの成分規格等に合致しないものであるため、当該フィターゼを飼料添加物に指定するにあたって、新たに成分規格等を設定する必要がある。 ※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。

3 改正の内容

- ① 省令別表第1の1の(2)及び(5)に、対象家畜を規定する。
- ② 省令別表第2の6の(14)の⑧に、試験法について規定する。
- ③ 省令別表第2の7の(2)に、試薬・試液について規定する。
- ④ 省令別表第2の8の(141)に、成分規格を規定する。

4 施行期日

公布の日

5 パブリックコメントの実施期間

令和5年9月6日～10月6日